

第3章の1 災害応急対策計画

【 基 本 編 】

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害発生の防ぎよ及び拡大防止について、迅速、的確かつ実効性のある応急措置の実施を期するため、災害応急対策責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。）の行なうべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生直後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 9 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 10 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 11 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 12 自発的支援の受入れに関する事項
- 13 文教計画に関する事項
- 14 災害救助法適用計画に関する事項
- 15 海上災害応急対策に関する事項
- 16 突発的災害における応急対策計画に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

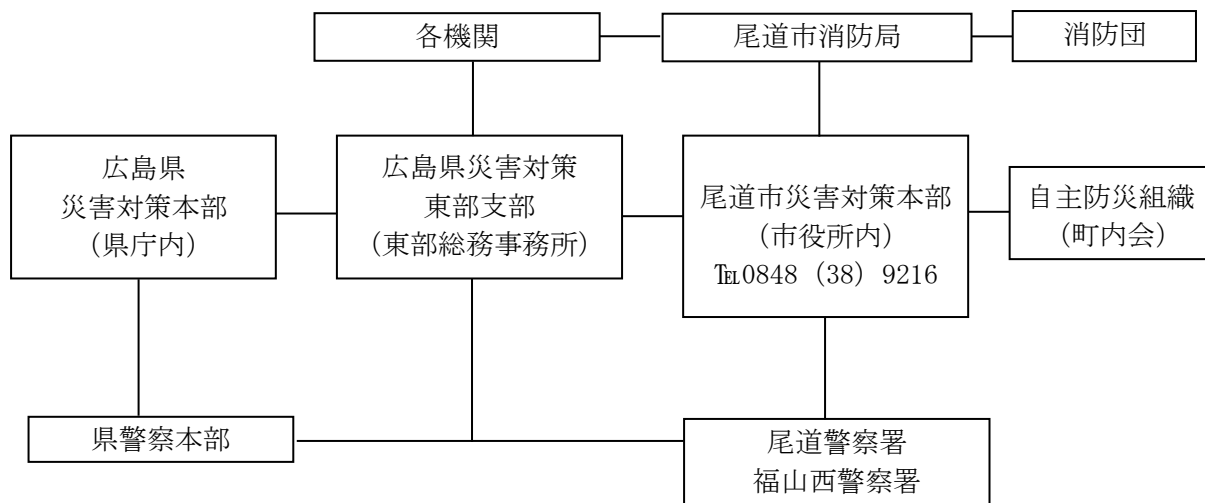
第1項 配備動員計画

1 災害組織計画

大規模な災害の発生時には、市はできる限り迅速にそれぞれの分掌する事務分野において、災害の自然災害発生の危険性が事前に予知される場合には、それぞれの行政事務に従事する各部課の職員をもって、直ちに適切な警戒態勢をとり、また災害が発生した時には、災害発生初期の応急対策を実施し、被害の救援に当たるとともに、他の防災関係機関と速やかに連絡を取り合い、協力体制の確立を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行っていく。

(1) 組織系統



(2) 平時の配慮

市は、平時から気象情報等に注意し、防災関係機関等から災害に関する情報を収集する。

(3) 体制

気象情報、その他災害に関する情報等により、災害発生が予想されるとき及び市長若しくは尾道市災害対策本部条例に定める本部設置責任者が必要と認めるときは、情報収集、その通報及び警戒を強化するため、おおむね以下の基準に基づいて適切な警戒態勢をとる。

区分	種別	体制移行時期	体制の概要及び業務内容	
注意体制	風水害	・市に気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動。	
	地震・津波	・市内で震度4を観測したとき。		
	その他	・大規模な火災、爆発、事故が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき		
警戒体制	共通	・災害対策本部を設置したとき	災害対策本部・支部を設置した体制。事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策。	
	風水害	・市に気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表され、市長が必要と認めたとき ・市に土砂災害警戒情報が発表されたとき		
	地震・津波	・市内で震度5弱を観測したとき ・市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき		
	その他	・大規模な火災、爆発、事故が発生し、市長が必要と認めたとき		
非常態勢	1号	風水害	・広範囲に避難指示を発令する必要があるとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施。
		地震・津波	・市内で震度5強以上を観測したとき ・広島県に津波注意報が発表されたとき ・震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき ・地震発生により、大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき	
	2号	風水害	・市内に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・1号体制から体制を強化する必要があるとき	
		地震・津波	・市内で震度6弱以上を観測したとき ・広島県に津波警報が発表されたとき ・勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震を観測したとき ・震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき ・1号体制から体制を強化する必要があるとき	

(4) 災害対策本部を設置しない程度の災害

災害対策本部を設置しない程度の災害発生については、尾道市行政組織規則に基づき、各主管の長においてそれぞれ災害防止にあたり、対策全般の総合調整を総務部長が行う。

ア 各主管の長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を総務部長に連絡する。

イ 総務部長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。

ウ 災害応急対策実施後、各主管の長は、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等遅滞なく処理し、その大要を総務部長に報告する。

(5) 災害対策本部を設置する場合

ア 設置の決定

市長は、市内に被害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な対策を講じるため、必要があると認める場合、災害対策本部を設置する。なお、市長が不在で連絡困難な場合には、副市長が市長に代行して災害対策本部を設置する。

(ア) 総務部長は、気象情報並びに各主管の長の報告をもとに災害対策本部設置について遅滞なく、市長若しくは災害対策本部設置責任者に報告し、災害対策本部設置について指示を受けねばならない。

(イ) 災害対策本部設置に必要な事項は、尾道市災害対策本部設置条例に定めるところによる。

(ウ) 災害対策本部長は、尾道市災害対策本部規程に基づき直ちに組織動員計画を策定し、速やかに災害応急対策を実施する。

イ 設置基準

(ア) 気象業務法に基づく暴風雨、大雨、又は洪水、その他の警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。

(イ) 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき。

(ウ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(エ) 津波注意報・警報が発せられたとき。

(オ) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。

(カ) 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき。

(キ) その他市長が必要と認めたとき。

(ク) 災害の規模、内容等必要に応じ現地対策本部を設ける。

(ケ) 災害対策本部の体制は、警戒体制、非常（1号）体制、非常（2号）体制の3段階とし、事態の推移に伴い、順次、体制を強化する。尾道市災害対策活動要領においてそれぞれの体制を定める。

ウ 伝達

本部長は、本部の開設を決定したときは、直ちに班長に連絡するとともに県（危機管理監）に報告する。

エ 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は特別の場合を除き尾道市本庁舎におくこととし、庁舎が支障をきたすような場合は尾道消防防災センターにおく。

オ 廃止の決定

本部長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するとともに直ちに各班長に連絡し、また県（危機管理監）に報告する。

カ 廃止基準

(ア) 災害発生のおそれが解消したとき。

(イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(ウ) その他、本部長が必要なしと認めたとき。

キ 災害対策本部・事務分掌
災害対策本部・事務分掌

部 名	班 名 (班長担当職)	分 掌 事 務	構 成 員
本 部 長 (市 長)	総 括 班 (総 務 課 長) (情報システム課長) (因島総合支所市民生活課長) (瀬戸田支所住民福祉課長) (御調支所まちおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (災害対策本部要員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 各部の総合調整及び連絡に関する事。 5 気象情報の収集及び通報に関する事。 6 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 7 自主防災組織の育成・指示に関する事。 8 避難情報等に関する事。 9 応援派遣の要請に関する事。 10 車両の配車計画に関する事。 11 防災ボランティアに関する事。 12 部の庶務に関する事。 13 支所との連絡調整及び情報伝達に関する事。 	<p>○総 務 課 ○情報システム課 ○因島総合支所市民生活課 ○瀬戸田支所住民福祉課 ○御調支所まちおこし課 ○向島支所しまおこし課 ○上記各課職員 ○災害対策本部要員</p>
副 本 部 長 (副 市 長)	職 員 班 (職 員 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部職員の動員計画に関する事。 2 応援班の編成に関する事。 3 本部職員の宿舎及び給食に関する事。 	○職員課職員
本 部 (総 務 部 長) (企画財政部長) (議会事務局長) (因島総合支所長) (瀬戸田支所長) (御調支所長) (向島支所長)	企 画 班 (政 策 企 画 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の特令に関する事。 2 本部長の指揮命令の伝達に関する事。 3 担当管内の情報の収集及び応急対策に関する事。 	○政策企画課職員
	広 報 班 (秘 書 広 報 課 長) (議会事務局次長) (選管事務局長) (監査事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害及び被害情報の広報に関する事。 3 気象情報の周知に関する事。 4 被災者の安否問い合わせに関する事。 5 災害視察者、見舞者の応援に関する事。 	<p>○秘書広報課 ○議会事務局 ○選管事務局 ○監査事務局 ○上記各課職員</p>
	経 理 班 (財 政 課 長) (会 計 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の経理に関する事。 2 災害対策資材その他物品の購入並びに出納に関する事。 3 住宅被災者に対する融資等に関する事。 4 中小企業被災者に対する融資に関する事。 	<p>○財政課職員 ○会計課職員</p>
	調 査 班 (市 民 税 課 長) (資 産 税 課 長) (収 納 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家被害の調査と罹災証明書の交付に関する事。 	<p>○市民税課職員 ○資産税課職員 ○収納課職員</p>
	庶 務 班 (浦崎・百島支所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集と本部への連絡に関する事。 2 地元消防団並びに住民との連絡に関する事。 3 住民に対する広報に関する事。 	○各支所職員

	応援班 (美術館長)	1 災害応急対策全般の応援に関する事	○美術館 上記各職員
消防部 (消防局長) (消防団長)	消防班 (消防局次長) (尾道消防署長) (尾道西消防署長) (因島消防署長) (副団長)	1 消防、水防に関する事。 2 災害の予防、応急対策に関する事。 3 人命の救急救助と財産の保護に関する事。 4 部にかかる被害調査に関する事。 5 災害後の安全対策に関する事。 6 災害警戒の広報及び指導に関する事。 7 避難の指示に関する事。	○消防局職員 ○各消防署職員 ○消防団員
応急対策部 (建設部長)	庶務班 (契約課長) (用地課長) (まちづくり推進課長)	1 建築部各班の連絡調整に関する事。 2 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 3 道路・河川・堤防・がけ崩れパトロールに関する事。 4 部にかかる災害相談に関する事。 5 部にかかる関係庶務に関する事。	○契約課 ○用地課 ○まちづくり推進課 上記各課職員
	土木班 (土木課長) (維持修繕課長) (因島総合支所しまおこし課長) (因島総合支所施設管理課長) (御調支所しまおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (瀬戸田支所しまおこし課長)	1 土木関係災害の調査に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関する事。 3 土木関係業者に対する協力要請に関する事。 4 道路、河川、堤防、山崩れ等応急対策に関する事。 5 作業隊の指揮監督に関する事。 6 障害物の除去に関する事。 7 市街地の損壊家屋等の対策に関する事。 8 災害危険区域の非常警備に関する事。 9 建築関係業者の動員に関する事。 10 宅地の危険度判定に関する事。 11 市街地の排水対策に関する事。 12 ポンプ所及び樋門の保全に関する事。	○土木課 ○維持修繕課 ○因島総合支所 しまおこし課 ○因島総合支所 施設管理課 ○御調支所 しまおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 しまおこし課 上記各課職員
	輸送対策班 (土木課長) (維持修繕課長)	1 緊急輸送計画の企画・立案。 2 緊急輸送に係る他機関との連絡調整。 3 臨時輸送拠点の確保。	○土木課職員 ○維持修繕課職員
	建築班 (建築課長)	1 市有建物の災害防止と応急対策に関する事。 2 応急住宅の建築に関する事。 3 建物の危険度判定に関する事。	○建築課職員
	港湾班 (港湾振興課長)	1 港湾関係情報の収集報告に関する事。 2 港湾関係の災害応急対策に関する事。	○港湾振興課職員

<p>福祉・医療対策部 (福祉保健部長) (病院管理部長) (市民病院事務部長)</p>	<p>災害救助班 (社会福祉課長) (高齢者福祉課長) (子育て支援課長) (因島福祉課長) (御調まちおこし課長) (向島しまおこし課長) (瀬戸田支所住民福祉課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の避難支援及び救護に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 救援物資の配給に関する事。 4 指定避難所の設置に関する事。 5 生業資金、更正資金に関する事。 6 被服、寝具その他の生活必需品の給与、貸与に関する事。 7 在園中の保育児の避難に関する事。 8 災害時の応急保育に関する事。 9 遺体の対策及び身元調査に関する事。 10 部に係る連絡調整に関する事。 11 義援金品の受付、配分に関する事。 12 見舞金に関する事。 13 部にかかる災害相談に関する事。 	<p>○社会福祉課 ○高齢者福祉課 ○子育て支援課 ○因島福祉課 ○御調支所 まちおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 住民福祉課 上記各課職員</p>
<p>(みつぎ総合病院事務部長)</p>	<p>医療・保健活動班 (市民病院経営企画課長) (市民病院総務人事課長) (市民病院医事課長) (市民病院看護部長) (みつぎ総合病院事務部次長) (みつぎ総合病院看護部長) (健康推進課長) (御調保健福祉センター所長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急医療に関する事。 2 医師、助産師等協力要請に関する事。 3 保健師活動に関する事。 4 医療班の庶務経理に関する事。 	<p>○市民病院 ○みつぎ総合病院 ○健康推進課 ○御調保健福祉センター 上記各課職員</p>
<p>市民生活部 (市民生活部長)</p>	<p>食料班 (市民課長) (保険年金課長) (人権男女共同参画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保に関する事。 2 被災世帯の調査に関する事。 	<p>○市民課職員 ○保険年金課職員 ○人権男女共同参画課職員</p>
	<p>衛生班 (環境政策課長) (清掃事務所長) (衛生施設センター所長) (南部清掃事務所長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事。 2 し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事。 3 し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事。 4 し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事。 5 被災地域の防疫及び消毒に関する事。 6 被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事。 	<p>○環境政策課 ○清掃事務所 ○衛生施設センター ○南部清掃事務所 上記各課職員</p>

産 業 部 (産 業 部 長)	農 林 水 産 班 (農 林 水 産 課 長) (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産関係災害情報の収集に関する事。 2 農林水産関係被害の調査に関する事。 3 水産施設の災害対策に関する事。 4 農作物水産物の被害に対する事後処理等指導に関する事。 5 災害対策用主要食料等の調達、あつせんに関する事。 6 部にかかる災害相談に関する事。 	○農 林 水 産 課 ○農 業 委 員 会 上 記 各 課 職 員
	商 工 観 光 班 (商 工 課 長) (観 光 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業施設及び生產品並びに観光施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 生活必需品等の調達に関する事。 	○商 工 課 職 員 ○観 光 課 職 員
教 育 部 (教 育 長) (教育総務部長) (学校教育部長)	庶 務 班 (庶 務 課 長) (因島瀬戸田地域教育課長) 教 育 班 (学校経営企画課長) (教育指導課長) (因島瀬戸田地域教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部にかかる情報の収集及び報告に関する事。 2 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事。 3 教育部の庶務に関する事。 4 学校関係災害の調査に関する事。 5 応急教育計画に関する事。 6 児童及び生徒の避難に関する事。 7 被災児童及び生徒の保護指導に関する事。 8 学校給食に関する事。 	○庶 務 課 ○学校経営企画課 ○教育指導課 ○因島・瀬戸田 地域教育課 上 記 各 課 職 員
	社 会 教 育 班 (生涯学習課長) (文化振興課長) (因島瀬戸田地域教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の保全並びに応急対策に関する事。 2 文化財産等の保全に関する事。 	○生涯学習課 ○文化振興課 ○因島瀬戸田 地域教育課 上 記 各 課 職 員
上 下 水 道 部 (上下水道事業管理者) (上下水道局長)	庶 務 班 (経 営 総 務 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道部門の連絡調整に関する事。 2 水道局庶務全般に関する事。 	○経 営 総 務 課 職 員
	技 術 班 (水道工務課長) (浄 水 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設応急工事に関する事。 2 水道災害の調査に関する事。 3 緊急水源の確保、配水に関する事。 4 水道施設の災害復旧に関する事。 5 給水計画に関する事。 	○水道工務課職員 ○浄 水 課 職 員
	下 水 道 班 (下 水 道 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の警戒防護に関する事。 2 下水道施設の応急復旧工事に関する事。 3 市街地の排水対策に関する事。 4 ポンプ所及び樋門の保全に関する事。 	○下 水 道 課 職 員

ク 災害対策本部は、県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

2 職員動員計画

市災害対策本部における職員の動員は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、本部長の配備の決定に基づき、以下の図で示す系統で伝達し動員する。また、本部長が配備を決定したとき、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。また、災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって職員が不足するとき、本部長は災害対策本部内で余裕のある班から当該班と協議して動員派遣する。しかし、災害対策本部全体を持ってなお不足するときは、県東部支部に応援要請を行う。なお、動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

(1) 動員の方法

本部長が配備を決定したときは、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。

(2) 勤務時間外の時の動員の伝達

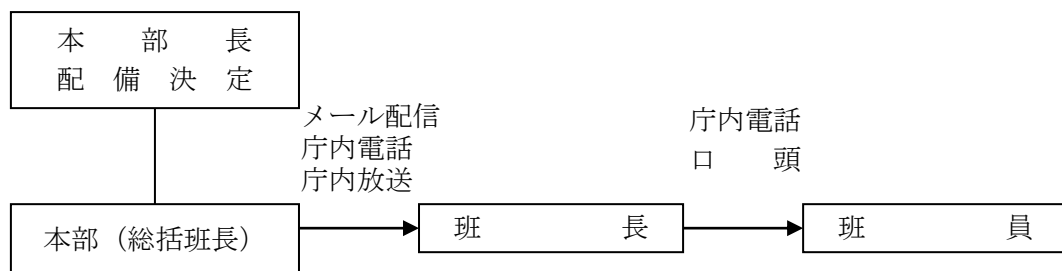
本部長は総括班長に連絡するものとし、総括班長は各班長に、各班長は班員に速やかに伝達し、配備体制を整える。

(3) 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

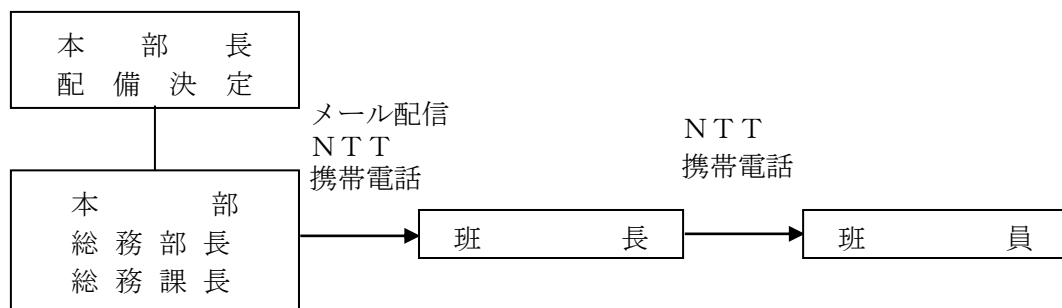
通信途絶並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定めておく。

(4) 系統図

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(5) 要員確保

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び消防職（団）員等の動員のみでは不足するとき、及び特殊な作業のため技術力が必要なときにおける災害対策要員の確保について定める。

ア 災害対策要員確保の順序

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要

員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- (ア) 災害対策本部の要員
- (イ) 消防職員及び消防団員
- (ウ) 関係地区の自主防災組織に所属する住民
- (エ) (ウ)以外の地区の自主防災組織に所属する住民
- (オ) 日本赤十字奉仕団員の動員
- (カ) 作業員の雇入れ
- (キ) 自衛隊
- (ク) 県職員
- (ケ) 他市町からの応援

イ 災害対策本部要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

ウ 自衛隊員については、「第3章の1 第5節 自衛隊災害派遣要請計画」による。

エ 県職員については県東部支部長に依頼する。

3 要員確保計画

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び消防職（団）員等の動員のみでは不足するとき、及び特殊な作業のため技術力が必要なときにおける災害対策要員の確保について定める。

(1) 災害対策要員はおおむね次の順序で確保する。

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- ア 災害対策本部の要員
- イ 消防職員及び消防団員
- ウ 関係地区の自主防災組織に所属する住民
- エ ウ以外の地区の自主防災組織に所属する住民
- オ 日本赤十字奉仕団員の動員
- カ 作業員の雇入れ
- キ 自衛隊
- ク 県職員
- ケ 他市町からの応援

(2) 災害対策本部要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

(3) 自衛隊員については、「第3章の1 第5節 自衛隊災害派遣要請計画」による。

(4) 県職員については県東部支部長に依頼する。

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1 方針

気象警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 種類及び発表の基準

広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには、「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発令された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 注意報（広島地方気象台が発表する注意報）

発 表 基 準																		
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。																
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。																
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表3の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																
	大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="2">南 部</th> <th colspan="2">北 部</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>広島・呉</th> <th>福山・尾三</th> <th>東広島・竹原</th> <th>備北 芸北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12時間降雪の深さ</td> <td>平地 10cm 山地 25cm</td> <td>平地 5cm 山地 10cm</td> <td>平地 15cm 山地 25cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	南 部		北 部		市町村等をまとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北 芸北	12時間降雪の深さ	平地 10cm 山地 25cm	平地 5cm 山地 10cm	平地 15cm 山地 25cm	
			一次細分区域	南 部		北 部												
市町村等をまとめた地域			広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北 芸北												
12時間降雪の深さ	平地 10cm 山地 25cm	平地 5cm 山地 10cm	平地 15cm 山地 25cm															
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。																

雷 注 意 報	落雷により、被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。
な だ れ 注 意 報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃※以上になると予想される時。
着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるとき。
着 雪 注 意 報	着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想される時。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。
霜 注 意 報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※ 4月以降最低気温が4℃以下と予想される時。
低 温 注 意 報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※ 冬期：最低気温が-4℃以下と予想される時。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想される時。
波 浪 注 意 報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注4）が1.5m以上になると予想される時。
洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には市町で別表2の基準以上になると予想される時。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、市町で別表5の基準以上になると予想される時。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
地 面 現 象 注 意 報※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸 水 注 意 報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。

イ 警報（広島地方気象台が発表する警報）

		発 表 基 準					
一般の 利用に 適合す るもの	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。					
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25 m/s以上になると予想されるとき。					
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表1のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。					
	大雪警報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。					
		一次細分区域	南 部			北 部	
		市町村等をまとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北	芸北
		12時間降雪の深さ	平地 20cm 山地 45cm	平地 15cm 山地 25cm	平地 30cm 山地 45cm		
	波浪警報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。有義波高（注4）が2.5m以上になると予想されるとき。					
	洪水警報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表4のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。					
高潮警報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、市町で別表5の基準以上になると予想されるとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。						
地面現象警報 ※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						
浸水警報 ※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						

ウ 特別警報（広島地方気象台が発表する特別警報）

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」、「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	地面現象特別警報 ※1	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

種 類	発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報※ ²	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報※ ²	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報※ ²	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報※ ²	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報※ ²	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報※ ²	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

(注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※¹印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。

※²印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。

目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等
警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨量警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

オ 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(2) 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>○発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生危険度が高まった）とき、市町ごとに発表。</p> <p>○解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。</p> <p>ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島県土木建築局と広島地方気象台が協議のうえで警戒を解除できる。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

(3) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

芸予地震（平成13年）に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町等をまとめた地域ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(4) 気象情報

気象情報とは、台風その他異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して具体的速やかに発表するものをいう。

(5) 水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき、警告を

発するものであって、これら措置については水防計画で定める。

(6) 気象予警報等の伝達系統

気象予警報の伝達系統は次のとおりとする。

ア 伝達機関

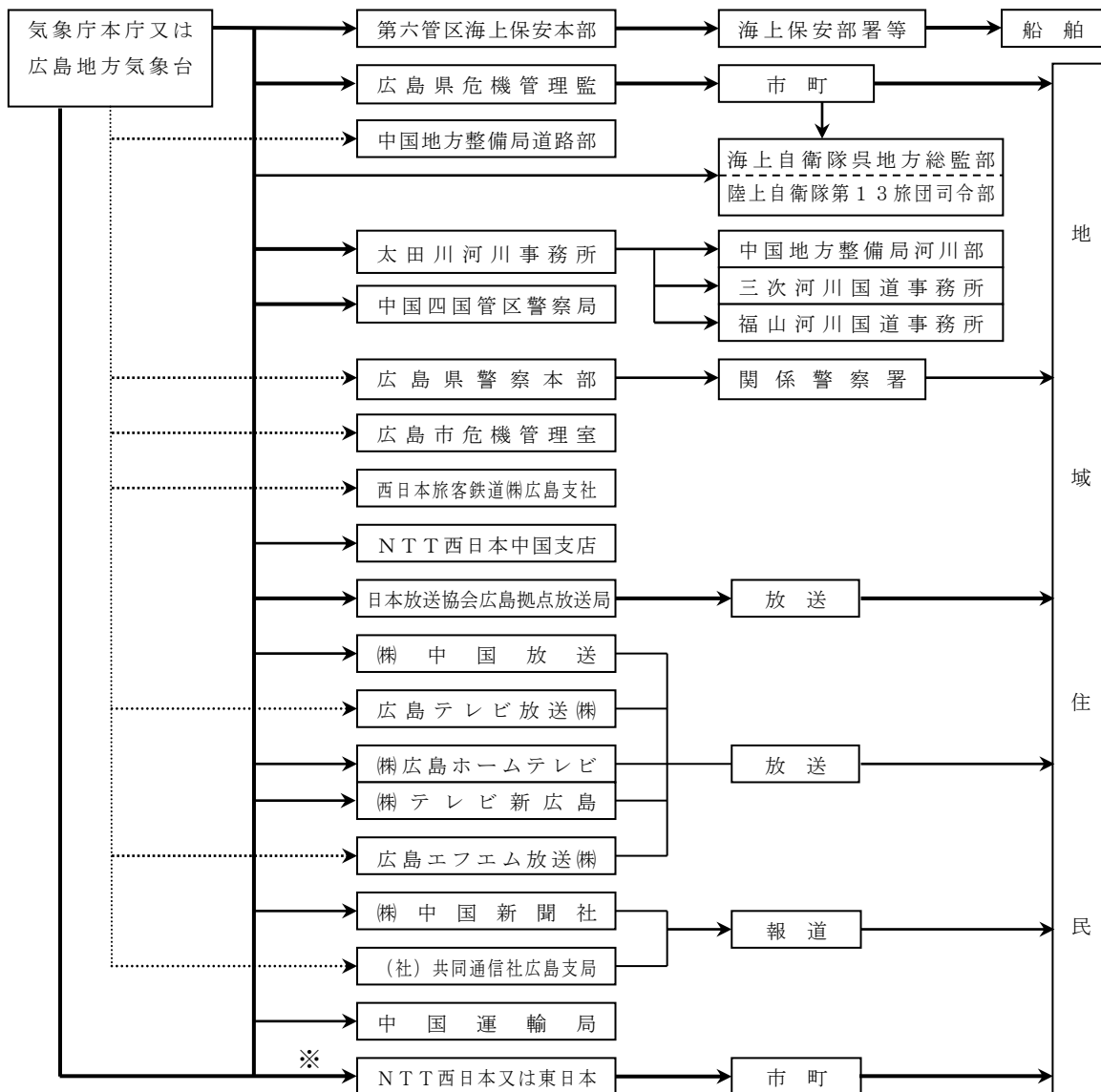
広島地方気象台は、気象等の予報及び警報（津波予報を除く）及び土砂災害警戒情報を発表した場合、速やかに次の機関に通知する。

機 関 名	担 当 課 名	備 考
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	
西日本電信電話株式会社 又は東日本電信電話株式会社		警報のみ
広島県	危機管理監危機管理課	
日本放送協会広島拠点放送局	放送部（報道）	
中国地方整備局	道路部道路管理課 太田川河川事務所	
中国運輸局	総務部総務課	
※中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部災害対策官	
※広島県警察本部	警備部危機管理課	
※広島市	危機管理室	
※西日本旅客鉄道(株)広島支社	施設指令	
※西日本電信電話株式会社中国支店	災害対策室	
陸上自衛隊第13旅団	司令部地誌班	
※各報道機関		
総務省消防庁		

※副次的な伝達先

イ 伝達経路

次の図のうち、広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供装置専用線、破線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう）太線は、「気象業務法に規定されている伝達経路」である。 ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

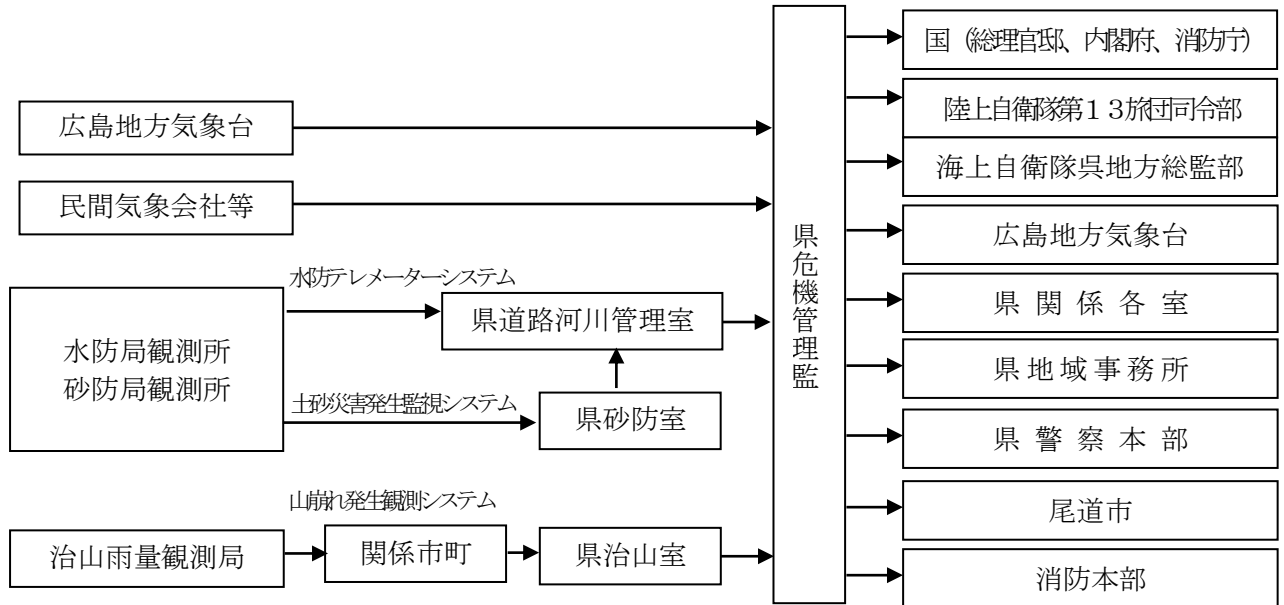
2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。

3 ※は、津波警報等（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。

4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

ウ 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



エ 異常現象発見時の措置

(ア) 災害の発生のおそれのある異常な現象（崖くずれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。

(イ) 上記の通報を受けた市長又は警察官は、速やかに必要な措置をとらなければならない。

オ その他

(ア) 災害の発生その他の事故により警報等の伝達が出来ないときは、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに市民に周知徹底するよう応急的な措置を講ずる。

(イ) この計画に関係ある各機関は警報等の受領、伝達の取扱主任者、及び副主任者を定めておかなければならない。

(ウ) この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。

2 災害広報計画

大規模な風水害等の発生又は発生するおそれのある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断に基づいて行動できるようにすることが必要である。

本市にかかる風水害等の災害については、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関がすべての市民に対して迅速かつ的確に広報を行い、市民生活の安定と速やかな復旧を図る。

(1) 現行体制における対応

ア 広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、次の通りである。

(ア) 緊急に伝達する必要があるもの

(イ) 避難の指示

- (ウ) 火災防止指示
 - イ 一斉に伝達する必要がある事項
 - (ア) 風水害等の発生直後の情報及び二次災害防止のための注意事項
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 災害対策本部・救護所の設置等、応急対策活動の実施状況
 - ウ 時期、又は地域を限定して伝達する事項
 - 復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項
 - エ 実施方法については、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）、インターネット、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、農協の有線放送、広報車などにより、状況を住民に周知徹底し、協力を依頼する。
 - オ その他各機関には、電話、無線、自動車等で情報連絡を保つ。
 - カ 報道機関により情報提供があった場合、これに協力する。
- (2) 今後の目標とする広報体制
- 災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障をきたすことも想定される。そのため、双方向の会話を必要としない情報伝達は、極力ファクシミリを使い、通信対象に送信する。
- ア 無線の必要性
 - 災害時には、消防局を始め県関係機関等との迅速かつ確実な情報のやり取りがあり、それに基づき適切な防災活動行っていくこととなる。そのため、多様な状況に対処できる防災行政無線の導入を進める。
 - イ インターネット等のパソコン通信の電子メール、掲示板の積極的利用
 - 安否情報等
- (3) 無線ファクシミリの利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録）
- 県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と市民への伝達事項の依頼。
- (4) 情報の集中による一元化
- 正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部の総括班に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、災害等による緊急時に際し、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の指示を行う。

避難の指示を行う根拠となる法律は、基本法のほかにも、水防法、地滑り防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。

基本法、その他の根拠法令にしたがって、「避難の指示を行う者」及び「実施の基準」を整理すると次のようになる。なお、指示を行った時は、関係機関は相互の連絡を行わなければならない。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示等する。	災害対策基本法 第59条、 第60条第1項・3項
知 事	1 同上的場合 2 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法 第60条第6項
警 察 官 海上保安官	1 同上的場合 2 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第61条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	1 同上的場合 2 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	1 同上的場合 2 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第3項

(2) その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消 防 法 第 2 8 条第 1 項
警 察 官	1 同上的場合 2 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消 防 法 第 2 8 条第 2 項
水防団長、水防団員、 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同 上	水 防 法 第 2 1 条第 1 項
警 察 官	1 同上的場合 2 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水 防 法 第 2 1 条第 2 項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水 防 法 第 2 9 条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法 第 2 5 条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第 4 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する場合。	同 上	自 衛 隊 法 第 9 4 条

2 避難の指示等

(1) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(2) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執

行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(3) 高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をデジタル防災無線、防災アプリ、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、住民の避難行動を促すため、自主防災組織等による住民同士の避難の呼びかけ体制づくりに取組むとともに、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(5) 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定避難所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難の指示を発する場合の具体的な基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指

示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- エ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- オ 市は、あらかじめ避難の指示を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に徹底しておく。
- カ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- キ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- ク 市は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ケ 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- コ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

- ア 提出先
危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。
- イ 報告方法
総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。
- ウ 報告事項

- (ア) 指示した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時
- (イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時
- (2) 避難解除の周知
 - ア 避難解除の住民への伝達は、関係機関の協力を得て、報道、デジタル防災無線、防災アプリ、登録制メール、LINE、ツイッター、コミュニティFM放送、緊急速報メール、広報車その他により、住民に十分周知できるようあらゆる手段を講じる。
 - イ 避難の指示を行った者は、避難措置の解除について直ちに必要な事項を通知する。
- (3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。
- (4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

 - ア 提出先 前項に同じ
 - イ 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。
 - ウ 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

4 避難の誘導

- (1) 避難誘導に当たる者
 - ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
 - イ 自主防災組織のリーダー等
- (2) 避難誘導の方法
 - ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
 - イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
 - ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
 - エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
 - オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
 - カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
 - キ 避難準備及び携行品等の制限
 - (ア) 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。

- (イ) 家屋の補強及び家財の整理をする。
- (ウ) 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - a 緊急の場合
 - (a) 貴重品以外の日用品、身の回り品を最小限にする。
 - b 時間的に余裕があると認められる場合
 - (a) 避難秩序を乱さない範囲にする。

5 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

6 防災上重要な施設の避難対策

学校、保育所、病院等の施設管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。

(1) 小・中学校の児童、生徒の集団避難

ア 避難誘導

- a 校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な避難の指示を行う。
- b 教職員は、校長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校舎外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- a 校長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。
- b 校長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会、警察署、消防署にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- a 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な通路を選定する。
- b 引率者は、メガホン及び携帯マイクを所持する。
- c 感電、水没等の事故防止に努める。
- d 浸水地域等を移送するとき、ロープ等を利用する。

(2) 保育所・幼稚園の幼児・児童の集団避難

ア 避難誘導

- a 所（園）長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な避難の指示を行う。
- b 職員等は、所（園）長の指示を的確に把握し、園舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に園外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- a 所（園）長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。
- b 所（園）長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示を発したときは、直ち

に市、警察署、消防署にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、職員等は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- a 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な通路を選定する。
- b 引率者は、メガホン及び携帯マイクを所持する。
- c 感電、水没等の事故防止に努める。
- d 浸水地域等を移送するとき、ロープ等を利用する。

(3) 病院等の患者の集団避難

ア 避難誘導

院長又は病院管理者は、構内外の火災、その他災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、病院で設置する自主組織によりあらかじめ、患者を担走者と独歩者とに区別し、適当な人数ごとに編成し、医師、看護師、その他職員が引率して、病院が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設宿舎、その他安全な場所に避難誘導する。

イ 避難指示の周知

院長又は病院管理者は、職員及び外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

ウ 移送の方法

- a 院長又は病院管理者は、自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで移送する。
- b 院長又は病院管理者は、院外への患者移送について自力をもって歩行不可能な患者については、担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。
- c 院長又は病院管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

エ 避難場所及び備蓄について

院長又は病院管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置、患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(4) 社会福祉施設の集団避難

ア 避難誘導

施設の管理者又は責任者は、地震が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるための必要な措置を講じるとともに施設の利用者の体調の状態を考慮の上、適当な人数ごとに編成し、職員が引率して、あらかじめ指定する避難場所又は空地及び野外の仮設宿舎、その他安全な場所に避難誘導する。

イ 避難指示の周知

施設の管理者又は責任者は、職員及び施設利用者等に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

ウ 移送の方法

- a 施設の管理者又は責任者は、自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、施設利用者を院外の安全な場所まで移送する。

- b 施設の管理者又は責任者は、施設外への患者移送について自力をもって歩行不可能な施設利用者については、担架により職員を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。
 - c 施設の管理者又は責任者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。
- エ 避難場所及び備蓄について
- 施設の管理者又は責任者は災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに、体調不良や障害を有する利用者等を安全かつ速やかに避難誘導が行えるよう、移動に必要な担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。
- 7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域における警戒避難体制
- 土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項の規定により指定された、土砂災害計画区域及び特別警戒区域の指定を受けた区域について、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を次のとおり定める。
- (1) 本市と指定区域の住民等は協力して、避難場所を選定し、周知する。
 - (2) 指定区域の住民等は、前兆現象などを注意し、異常を感じた場合や本市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で探しておいた知人宅等に自主避難を行う。
 - (3) 指定区域の住民等は、本市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
 - (4) 指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。
 - (5) 本市は、気象台から大雨警報が発令され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。
 - (6) 避難指示等の防災情報については、デジタル防災無線、防災アプリ、広報車、テレビ、ラジオ等の放送機関への協力依頼、携帯マイク、地域緊急連絡網等あらゆる手段により伝達する。
 - (7) 指定区域内に、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を、電話連絡、ファクシミリ等の方法により伝達する。
 - (8) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

第3節 災害発生直後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

市、県における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 市

ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 防災行政無線による収集
- (エ) 消防局、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) マスコミの報道
- (ク) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (ケ) 広島県防災情報システムの活用

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 防災行政無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送の活用
- (オ) 市登録制メール、緊急速報メールの活用

(2) 県

ア 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、ファクシミリ、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、ファクシミリ等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による伝達

- (イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達
- (エ) 中国電力のホットラインの活用
- (オ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）
- (キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用
- (3) その他の収集伝達手段
 - インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。
- (4) 市内部の情報収集伝達手段
 - 関係各課又は消防局は、災害発生情報及びその後の対応状況を迅速に総務部総務課へ尾道市災害情報共有システム、I P無線機、電話等により連絡するものとする。

3 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前項の場合において急施を要するときは、その市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(ウ) 前2号の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課（室）を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市からの報告を入手後速やかに国（消防庁）に対して報告を行うとともに、市からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

なお、県が国（消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 県が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

b 個別基準

- (a) 地震
 - 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度4以上を記録したもの
- (b) 津波
 - 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 風水害
 - ① がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- ② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (d) 雪害
 - ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- c 社会的基準
 - 「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの
- イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。県危機管理監は必要と認めた場合は関係のある他の災害応急対策責任者及び庁内各課（室）を経て、県地方機関に通知する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

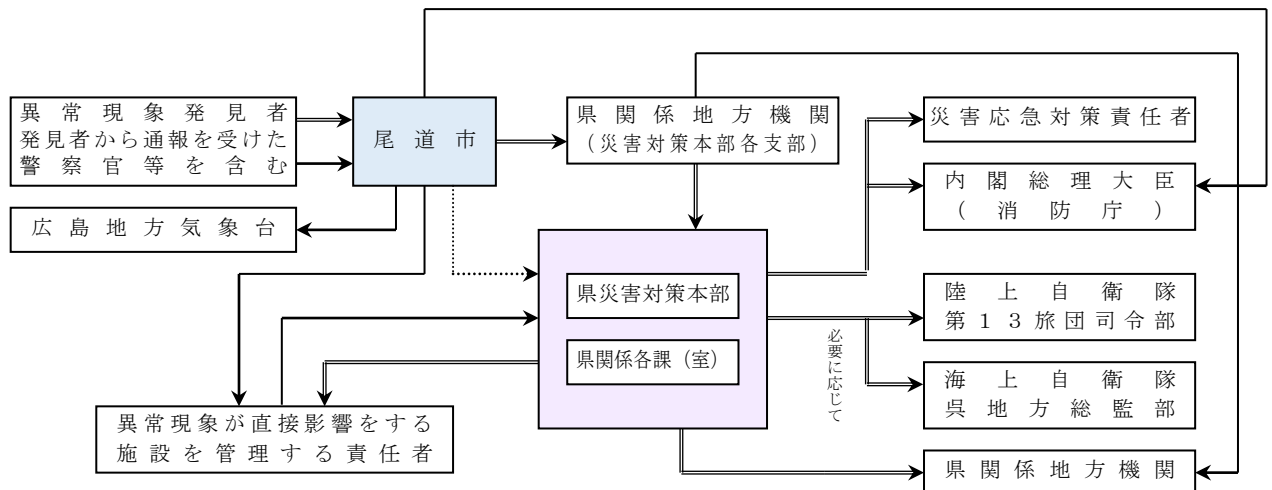
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路の特例

前項各号によるすべての情報は、次の経路により災害対策本部へ通報され関係機関に通知する。



- (注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の市町長に通知する。
 2 \Rightarrow は通常の場合の経路であり、 \longrightarrow は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。
 また、 \dashrightarrow は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及び

その他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

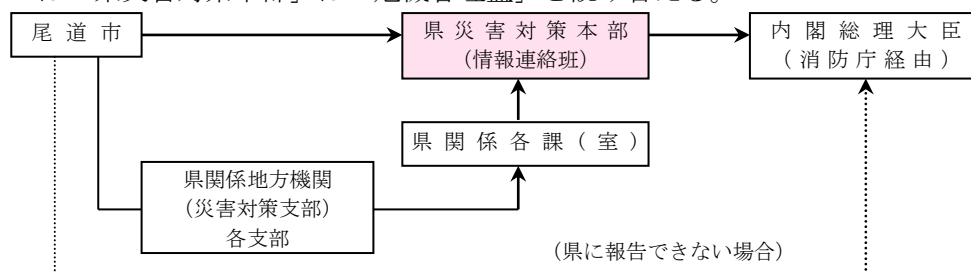
市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。



※内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49101～49013
	FAX	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036

イ 風水害発生報告の様式

風水害等災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。

ウ 災害発生報告の処理

県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係課（室）に連絡するものとし、連絡を受けた関係課（室）は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(表1)

災 害 発 生 報 告

() 県支部
() 市町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況					
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線					
受信者	情報連絡班 班	氏名		15 破堤溢水 した河川 海岸ため池					
1 調査 日時	月 日 時 分			16 その他の 被害					
2 発生 場所									
人の被害	3 死者	人	氏名(生年月日)		17 災害対策 本部設置	月 日			
	うち災害関 連死者	"	"	"		時 分			
	4 行方不 明者	"	"	"		18 避難情報 等の発令 状況	地区名	避難場所	人員
	5 重傷者	"	"	"					人
6 軽症者	"	"	"			19 消防職員	人		
住家の被害	7 全壊 (全焼・流出)	棟	世帯	人	災害に 対しと つて いる 措 置	20 消防団員		"	
	8 半壊 (半焼)	"	"	"		21 警察官		"	
	9 床上浸水	"	"	"		22 その他		"	
	10 床下浸水	"	"	"		計		"	
非住家の被害	11 学校等 公共建物								
	12 その他			23 その他の 応急措置					

(表2)

被 害 総 括 表

月		日		時		分		現在		()	県支部
										()	市町
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容		被害額(千円)			
① 人の被害	ア 死者	人	氏名	④ 公共建物の被害	キ 幼稚園	公	棟				
	うち災害関連死者	〃	〃			私	〃				
	イ 行方不明者	〃	〃			公	〃				
	ウ 重傷者	〃	〃			私	〃				
	エ 軽傷者	〃	〃			公	〃				
② 住家の被害	ア 全壊(全焼・流出)	() 棟	世帯	人	ク 専修学校 各種学校	公	〃				
	イ 半壊(半焼)	() 〃	〃	〃	私	〃					
	ウ 一部破損	() 〃	〃	〃	ケ 病院	〃					
	エ 床上浸水	() 〃	〃	〃	コ 官公庁その他	〃					
	オ 床下浸水	() 〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・ 文化財の被害	〃					
③ 非住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	公共建物	棟		⑥ 公共土木施設 の被害	ア 道路被害	か所				
	イ 半壊(半焼)	その他	〃			イ 橋梁被害	橋				
ウ 河川被害	公共建物	〃		ウ 砂防設備被害		〃					
エ 地すべり防止施設被害	公共建物	〃		エ 急傾斜地崩壊防止施設被害		〃					
オ 急傾斜地崩壊防止施設被害	その他	〃		キ 治山施設被害		〃					
カ 治山施設被害	公共建物	〃		ク 港湾施設被害		〃					
キ 港湾施設被害	その他	〃		ケ 漁港施設被害		〃					
ク 漁港施設被害	公共建物	〃		コ 海岸施設被害		〃					
コ 海岸施設被害	その他	〃		サ その他		〃					
カ 流出・埋没	公共建物	〃		ア 流出・埋没		ha					
キ 田冠水	その他	〃		イ 流出・埋没	〃						
ク 流出・埋没	公共建物	〃		ウ 田冠水	〃						
コ 田冠水	その他	〃		エ 流出・埋没	〃						
カ 農道被害	公共建物	〃		ウ 農道被害	か所						
キ 溜池・水路被害	その他	〃		エ 溜池・水路被害	〃						
ク 頭首工被害	公共建物	〃		オ 頭首工被害	〃						
コ 頭首工被害	その他	〃									

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容	被害額(千円)				
⑦ 農林水産施設 の被害	カ路面被害	か所		⑧ ヌその他	か所					
	キ橋梁被害	橋			り災世帯数	世帯				
	ク水産施設被害	か所			り災者数	人				
	クその他				被害総額	千円				
⑧ その他の被害	ア農産被害			⑨ 火災発生	ア建物	件				
	イ林産被害				イ危険物	〃				
	ウ水産被害				ウその他	〃				
	エ商工被害			災害 に 対 し て と つ た 措 置	月 日 時 分					
	オ土石流	溪流			災害 に 対 し て と つ た 措 置	地区名	避難場所	世帯数	人数	
	カ地すべり	か所				避難 情 報 等 の 発 令 状 況				
	キがけ崩れ	〃					合計			
	ク木材流出	m ³					消防職員	人		
	ケ山林消失	ha				消防団員	〃			
	コ鉄軌道被害	か所				警察官	〃			
	ク沈没	隻				その他	〃			
	シ船舶流失	〃				計	〃			
	シ船舶破損	〃				そ の 他				
	ス清掃施設被害	か所								
	セ都市施設被害	〃								
	ソ自然公園等施設被害	〃								
	タ工業用水道被害	〃								
	チ水道施設被害	〃								
	ツ水道(断水)	〃								
	テ電話(不通)	回線								
ト電気(停電)	戸									
ナガス(停止)	〃									
ニブロック塀等被害	か所									

(表3) 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡がとれず安否がわからない者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。

非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	

農林水産施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受ける恐れが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	

その他	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

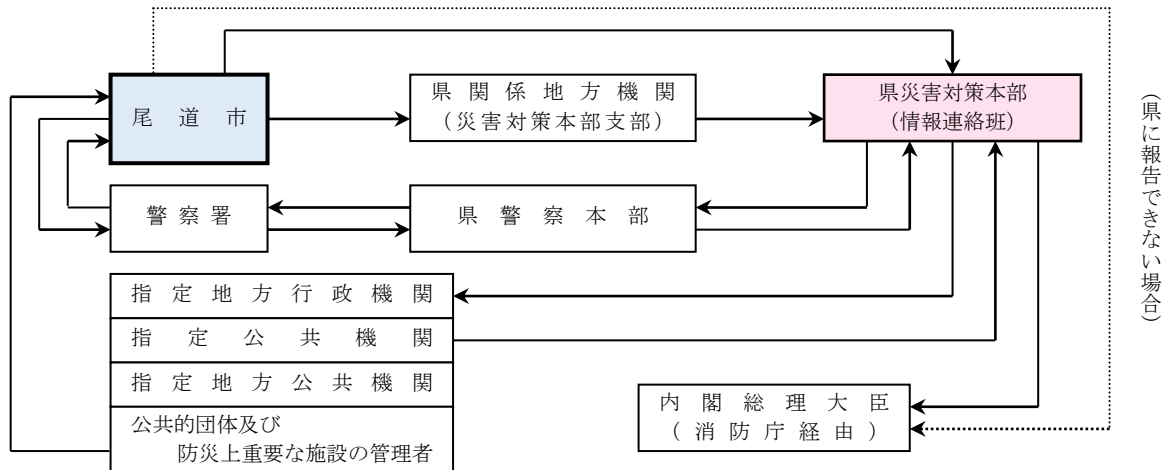
(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

(県が災害対策本部を設置していない場合は危機管理監)



イ 被害状況の報告等

(ア) 人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 災害発生直後については、県災害対策本部(災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監)は、市から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を総務省消防庁へ報告する。

(ウ) 県の関係課(室)は、関係法令その他の規定に基づいて、市町、県関係地方機関から報告された被害の状況を取りまとめるとともに、前記(1)ーウの規定に基づき調査した結果を、速やかに(表2)による被害総括表に記入し、県災対本部(災害対策本部を設置していない場合は危機管理監)に報告する。

(エ) 指定地方行政機関及び指定公共機関は、被害状況取りまとめのため、知事からその報告を依頼されたときは、これに協力する。

(オ) 県災害対策本部(災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監)は、前記アの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、次の様式(表2)に

より定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。
 (カ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、被害状況取りまとめの結果を、基本法第53条第2項の規定により、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

(キ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

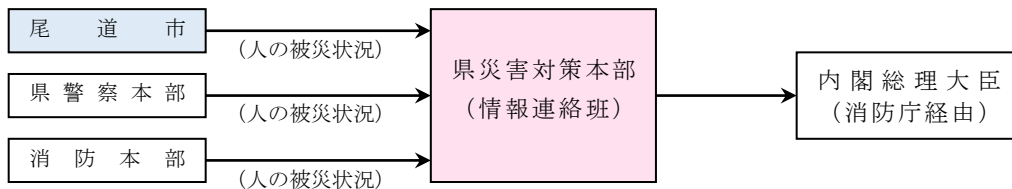
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての速報

市、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



県が災害対策本部を設置する前の連絡先

危機管理監

- ・ TEL 082-228-2159、2164、0999（直通）
082-223-4434
- ・ FAX 082-227-2122
- ・ 衛星電話 7-7-101-2351～2358

※衛星電話は、本庁舎及び支所の内線電話も通話可能

衛星FAX 操作の手順

FAXの 内線指定 ボタンを押してから

7-ポーズボタン-101-119

県が災害対策本部を設置したときの連絡先

情報連絡班

- ・ TEL 082-228-4483（直通）

- FAX 082-227-2122
- 衛星電話 7-7-101-2060～2068

第2項 通信運用計画

1 方針

市、県及びその他防災関係機関は、災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

イ 非常電報・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

区 分	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

る。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

3 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 方針

大規模な災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

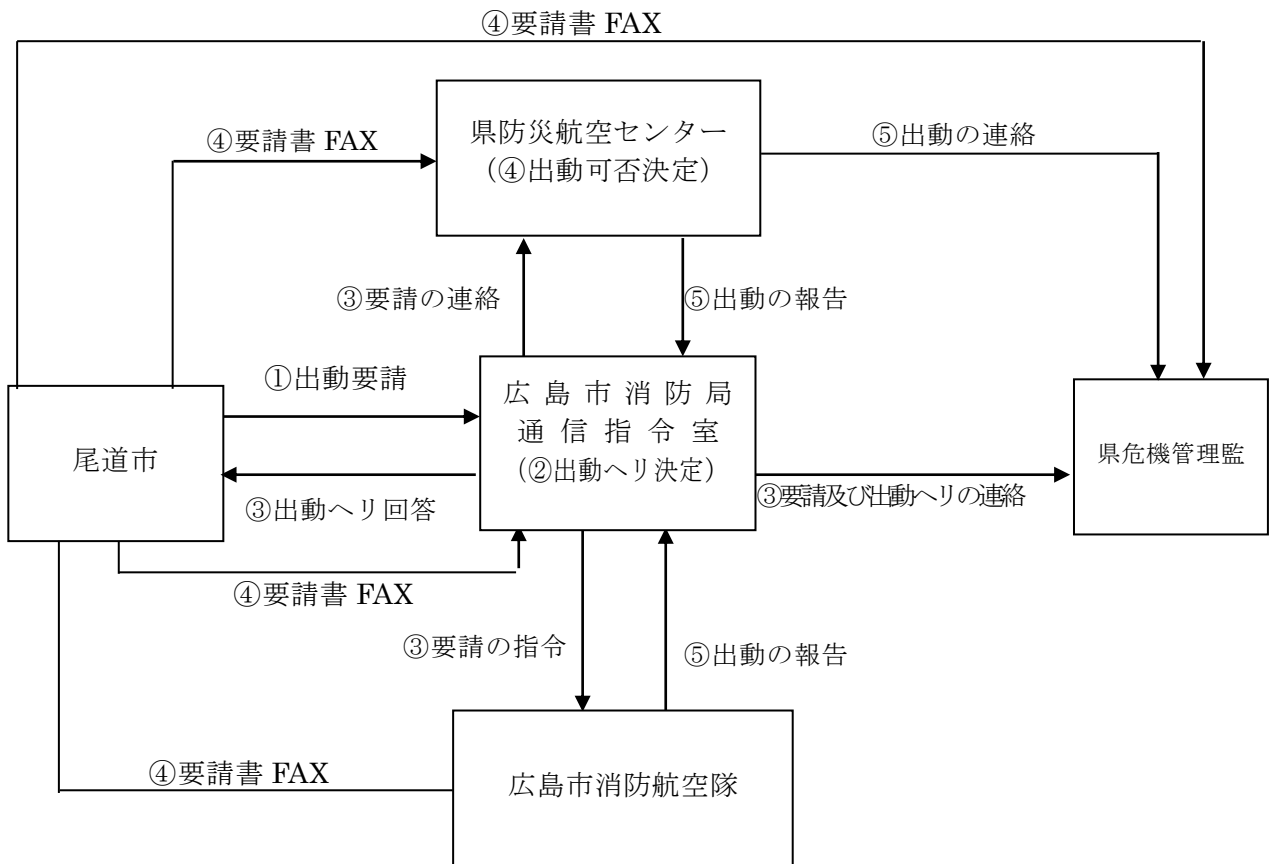
4 活動拠点の確保

市及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 支援要請

市長は、ヘリコプターによる災害応急支援が必要となったときは、県及び広島市へ支援要請する。市長から支援要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。支援要請方法は次の図による。



6 各機関への出動要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

県は、「第5節 自衛隊災害派遣計画」に基づき要請する。






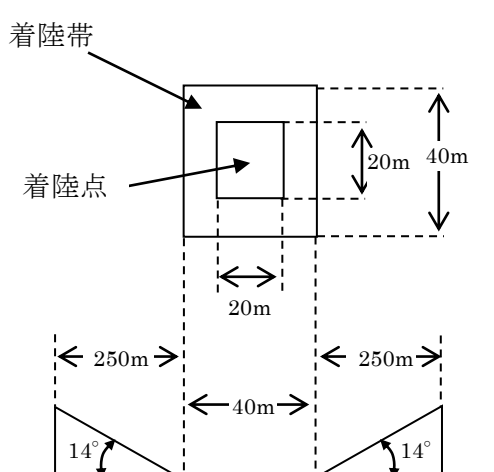



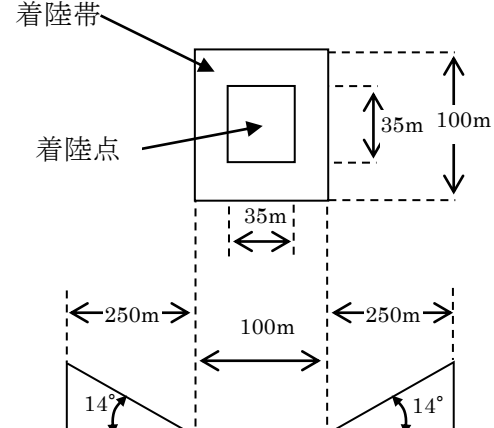
(4) 他県応援ヘリコプター

市及び県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づいて応援要請する。

別 紙

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・ 中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	

7 臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

(1) 離着陸の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水する。

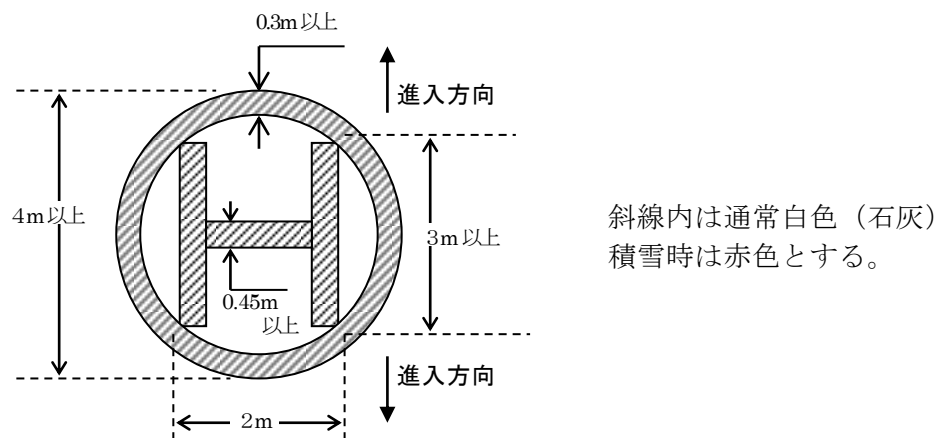
また、積雪時は、除雪又は圧雪する。

(2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

(3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所などの配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊などと調整をすること。

(4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

(5) 着陸地点には次図を標準とした \textcircled{H} を表示する。



(6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(7) ヘリポートの使用に当たっては、市災害対策本部及び施設など管理者に連絡する。

(8) ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさける。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定める。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土日・祝日等) 内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511
内線2823、2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外)内線2203(SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783~2786
082-228-2159 (直通)
082-511-6720 (直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271~3275
082-251-5115、5116 (直通)(当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

(3) 派遣要請の手続

- ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。
- イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。
- ウ 市長は、前記アの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要なかつ適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

(カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食料費

(4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

(1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を

要請する。

- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模な風水害等の発生時においては、本市単独で防災活動を速やかに行うことについて困難が想定されるが、消防、救出はもとより、食料や医療、資機材等の供給や要員の派遣等についても、場合によっては本市を超えた広域的な応援体制に協力を要請する必要も考えられる。この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

イ 市町に対する応援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

総務省消防庁

区分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(5) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市若しくは他の防災関係機関の応援のあっ旋を依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする機関名（あっ旋を求める場合）

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

3 民間団体等への応援要請

災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団並びに町内会等の民間組織の活用を図り、万全を期しておく。

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

ア 日本赤十字奉仕団

イ 町内会

ウ 女性会

(2) 奉仕作業

ア 炊き出し奉仕……被災者の炊き出しを行う。

イ 避難所奉仕……避難所に収容した被災者の世話をする。

ウ 物資配給奉仕……食料、医療その他の給与物資を受けて被災者に配給する。

4 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

5 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 応急措置の代行

災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、県は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、国は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

7 被災地への職員の派遣

市及び県は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、応援職員の派遣に当たっては、国及び地方公共団体は、派遣職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市及び県職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、風水害等発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

2 広島県防災拠点施設

(1) 施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄する。

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送する。

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保する。

エ 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備。

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保する。

オ 災害対策本部代替拠点機能

災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

(2) 施設の特徴

ア 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能である。

イ 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能である。

(3) 施設の管理運営

区 分	内 容	管 理 運 営
平 常 時	・ 防災に関する広報啓発 ・ 備蓄資機材等の管理等	・ 危機管理監、防災航空センター ・ 健康福祉局
	防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災 害 発 生 時	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 備蓄物資搬入、搬出作業 ・ 救援物資の仕分け、一次保管作業 ・ 応援要員・ボランティア受入等	災害対策本部 (危機管理監、健康福祉局等)
	防災ヘリコプターの運航	災害対策本部事務局
	【本部設置時】 災害対策本部事務局事務 (災害対策運営要領参照)	災害対策本部事務局

(4) 施設の概要

施設名称	広島県防災拠点施設		
場所	〒729-0416 三原市本郷町善入寺94-22		
連絡先	0848-86-8931 (TEL) 0848-86-8932 (//) 0848-86-8933 (FAX)		
敷地面積	約24,918㎡		
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造1階建て 床面積4,482㎡	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄 物資	食料品：クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、 アルファ化米 生活必需品：毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、 生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋） 防災資機材：【被災地用】 ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、のこ、金て こ、RCバール、救助ロープ、防塵メガネ、防塵マスク、ケ ブラー手袋、絶縁ボルトクリッパー、油圧ジャッキ 【仕分け作業用】 畳（緊急畳）、毛布（真空パック）、ビニールシート、投光 器、コードリール、ヘルメット、軍手、雨具、テント（2間 ×4間）、発電機、リヤカー	
	※ 管理棟	鉄骨造2階建て 床面積約1,883㎡	防災航空センター事務室、会議室、 防災室、多目的室
	へり格納庫		防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約8,500㎡	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
駐車場	約2,800㎡	防災活動用の駐車場	

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

3 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点と

する。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

ア 救援物資輸送拠点

種 類	施 設	対象地域	箇所数
陸上対応	① 救援物資搬入 ② 救援物資一次保管用建屋 ③ 臨時ヘリポート用広場 ④ その他（会議室、仮眠室等）	西 部	3箇所
		中 央 部	1箇所
		東 部	2箇所
		北 部	1箇所
		計	7箇所
海上対応	① 輸送船接岸用バース ② 救援物資搬入・搬出用広場 ③ 救援物資一時保管用建屋 ④ 臨時ヘリポート用広場 ⑤ その他（会議室、仮眠室等）	広 島 港	3箇所
		呉 港	3箇所
		竹 原 港	1箇所
		大 西 港	1箇所
		尾道糸崎港	2箇所
		福 山 港	1箇所
		計	11箇所
合 計			18箇所

イ 救援部隊集結拠点

種 類	施 設	配置場所	箇所数
警 察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	広 島 市 周 辺	6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所）
消 防		呉 市 周 辺	
自 衛 隊		尾 道 市 周 辺	
		福 山 市 周 辺	16箇所 （各1～6箇所）
		三 次 市 周 辺	6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所）

ウ 尾道市内における救護物資輸送拠点

施設名称	所在地	施設の種類の	施設管理者	床面積
びんご運動公園	尾道市 栗原町 997	体育館、屋内テニスコート	広島県東部 建設事務所 三原支所管理課	○体育館（1814.4㎡） ○屋内テニスコート（3563.44㎡）

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

市、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て、県が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法 施行令により 知事が実施を 指示した場合は 市長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、収容、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の収容、埋葬等

a 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、市長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

(3) 住民等の自主救護能力の向上

災害の発生時には、同時多発等により、救急医療活動が制約されることが予想されるため、組織的な応急救護が必要となる。このことから、日ごろから住民等の防災意識の高揚と併せ、住民等による自主救護意識の啓発及び応急手当の知識、技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

(4) 相互応援体制

救出・救急活動にかかる応援を受ける必要があると認められるときは、消防組織法第21条の規定に基づく「広島県内広域消防相互応援協定」により、県内市町に対し、応援を要請する。

3 海上救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
第六管区 海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	市長の区域の地先海面における海難の救助急救難	水難救護法第1条

(2) 実施方法

ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、次の救助対策を実施する。

(ア) 災害応急対策

a 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (a) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、地域航行警報、安全通報、サイレンの吹鳴等並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- (b) 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに地域航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知する。
- (c) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、地域航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

b 情報の収集

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

- (a) 海上及び沿岸部における被害状況
 - ・ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - ・ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
 - ・ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
 - ・ 石油コンビナートの被害状況
 - ・ 流出油等の状況
 - ・ 水路、航路標識の異状の有無
 - ・ 港湾等における避難者の状況
- (b) 陸上における被害状況（船艇及び航空機による情報収集活動の実施においては、(a)の情報収集の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。）
- (c) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (d) 関係機関等の対応状況
- (e) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

c 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

- (a) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により、その捜索救助を行う。
- (b) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、

地方公共団体に協力を要請する。

- (c) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (d) 救助・救急活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

d 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効活用するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

- (a) 第1段階・・・避難期
 - ・ 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - ・ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
 - ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
 - ・ 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (b) 第2段階・・・輸送機能確保期
 - ・ 上記（a）の続行
 - ・ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (c) 第3段階・・・応急復旧期
 - ・ 上記（b）の続行
 - ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ・ 生活必需品

e 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (b) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (c) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

f 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与する。

g 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。

- (a) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (b) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

h 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (b) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (c) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (d) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (e) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (f) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

i 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要が認められるときは、基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知するものとする。

j 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (b) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 知事及び市長

(ア) 知事

知事は、海難につき必要と認めるときは、災害救助法を適用し同法施行細

則に定める救助を行う。

(イ) 市長

市長は、自己の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の捜索、収容、埋葬等

陸上災害救難に準ずる他、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、入院中の患者を含め住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害の発生時における関連機関の対応

(1) 行政の対応

ア 市

- (ア) 市は、災害の発生時には、関係医師会との間で締結された「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施するとともに地域災害拠点病院との連携も図る。
- (イ) 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (エ) 被災地の住民の安全を守るために避難所・救護所を開設し、保健所や医師会との協働により医療ニーズを把握する。
- (オ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

イ 県

【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

- (ア) 災害の発生時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネータ

- 一及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (イ) E M I S の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。
- (ウ) 市からの要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (エ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- (オ) 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- (カ) 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- (キ) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (ク) 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- (ケ) 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- (コ) 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- (サ) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- (シ) 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- (ス) 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

- (ア) 大規模災害発生時には、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネータ

一及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

- (イ) 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (ウ) 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPAT及びDWA Tの派遣を行う。
- (エ) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
- (オ) 急性期医療（DMAT等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。
- (カ) DWA Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWA T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWA Tの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (キ) 県内DWA Tでの対応が困難な場合、広島DWA T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWA Tの派遣を要請する。

ウ 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(2) 地域医療機関の対応

ア 地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）

- (ア) 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- (イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- (ウ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- (エ) 自院がDMAT活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (オ) 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をEMISへの登録などにより提供する。

イ 尾道市医師会

- (ア) 尾道市医師会災害対策マニュアルに基づき、災害対策本部を尾道市医師会に立上げる。
- (イ) 自院の診療能力を確認の上、診療継続できるか判断し、班編成した班長が医師会災害対策本部へ連絡する。
- (ウ) 被災者の医療ニーズ及び市からの要請等により、医師会災害対策本部が医療救護班の派遣を判断する。

(3) 圏域外の医療関連機関の対応

- ア 国立病院機構
 県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。
- イ 日本赤十字社広島県支部
 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。
- ウ 広島県医師会
 (ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
 (イ) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。
- エ 広島県看護協会
 (ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。
 (イ) 他の都道府県看護協会等からの支援が必要な場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」に基づき、他の都道府県看護協会からの災害支援ナースの派遣を要請するとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。
- オ 広島県薬剤師会
 県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。
- カ 広島県歯科医師会
 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

- ア 県内7つの二次保健医療圏をそれぞれの「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 県災害対策本部（県保健医療調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ 医療救護活動に当たっては、保健医療調整本部が県災害対策本部や現地災害対策本部の情報を整理するとともに医療機関の総合調整を行い、広島県災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

ア 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。

ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

ア 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT県調整本部を解散する。

ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

- ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。
- カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。
- キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あっせん確保に努める。

(2) DPATの派遣

- ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。
- イ DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。
- ウ DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

- ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

- ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

- ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため、助産の方途のなくなった者

イ 助産の範囲

分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分娩した日から7日以内

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

8 搬送体制の整備

災害の発生時には、軽・重様々な傷病者が救護所に集中すると予想される。そのような中で病院での適切な医療を必要とする傷病者は、消防署その他関係機関の協力を得て、医療施設へ迅速に搬送することが必要であり、そのための体制整備について定める。

(1) 救護所からの搬送では、市災害対策本部が協定に基づき派遣要請した医療救護班又は災害派遣されたDMA T等医療救護班が消防局に配車・搬送を要請する。

(2) 市公用車又はDMA T等医療救護班が使用している自動車により搬送する。

(3) 医療救護班職員、その他市職員により担架で搬送する。

9 医薬品・医療資機材の確保

(1) 市及びその他の医療機関は、災害による負傷の形態を考慮し、緊急性の高い医療品、医療資機材から備蓄に努めるものとする。

(2) 救護に必要な医療品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、市から県に供給を要請し、県は医薬品等の調達に関する諸協定に基づき各団体に供給を要請する。

10 保健活動

災害発生時において、被災地及び避難所においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高く、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、担当部署の保健師及び栄養士等による保健活動を実施する。

(1) 情報収集

災害対策本部等から避難所の開設状況、避難者の状況等市内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を立てる。

(2) 避難所における保健活動

- ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
 - イ 避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。
 - ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。
 - エ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。
 - オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。
- (3) 避難所外における保健活動
- ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
 - イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。
 - ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。
 - エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。
 - オ 活動において、必要に応じて市内の区長会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と連絡調整を行う。

第3項 消防計画

1 方針

本計画は、区域内の消防関係施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定める。

2 実施方法

別冊（附属資料）記載の尾道市消防計画に定めるところによる。

3 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の所掌事務に従って行動し、消防の有機的一体性の確保に努める。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

本計画は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

別冊（附属資料）記載の尾道市水防計画に定めるところによる。

3 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (イ) 県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。
 - a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - c 危険物施設の応急点検
 - d 異常が認められた施設の応急措置
 また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

(ア) 関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(イ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
- c 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- d 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- e 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- f 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 所轄消防署又は所在市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認め

るときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県 ((ア) 及び (イ) については、県から事務を移譲された市を含む。)

(ア) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。

(イ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(ウ) 関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(エ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

- (ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
- (イ) 県警察（又は所轄海上保安部）、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (ク) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

カ 中国四国産業保安監督部

製造業者（大臣権限にかかるもの）に対して、製造施設の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (イ) 保健所、県警察又は消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

- (ア) 県、保健所、警察署及び消防本部へ災害発生について、直ちに報告する。
- (イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (オ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

- (ア) 関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (イ) 市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (ウ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 毒物劇物を製造、販売、及び業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策
 災害に伴う危険物等に及ぼす被害は、その性質上大災害に発展する可能性が大きいことから、石油類、毒物、劇物及び高圧ガス施設等、関係機関と密接な連携協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施していく。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 災害警備計画

1 方針

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

2 県警察の災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

(1) 災害発生時の警備活動

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、おおむね次のような警備活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

区 分	基 準	配備及び任務
災害警備 情報連絡室	災害の発生のおそれが低く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合。	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により警戒体制又は非常体制に迅速に移行できる体制とする。
災害警備 対策室	相当な被害の発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合。	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。
災害警備 対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

(3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備情報連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

(4) 警備部隊の編成及び部隊運用

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、警察本部長の定めるところにより、警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

災害の規模によっては、他の都道府県公安委員会に援助の要求をし、警備体制の強化を図る。

3 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 交通、輸送応急対策計画

1 方針

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定める。

2 陸上交通の確保

(1) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、

その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

- (ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

- ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

- イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

- ウ 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

- エ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

イ 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

ウ 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

エ 通行妨害車両等の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

(6) 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、別記1、2のとおりである。

(7) 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規程に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施

するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

- a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

a 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

b 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

イ 事前届出に関する手続き

（ア）事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

（イ）事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

（ウ）事前届出に必要な書類

- ・ 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- ・ 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ・ 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通・別記3のとおり）

ウ 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

（ア）事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

（イ）届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

（8）災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

(7) のイの (ア) (イ) と同様とする。

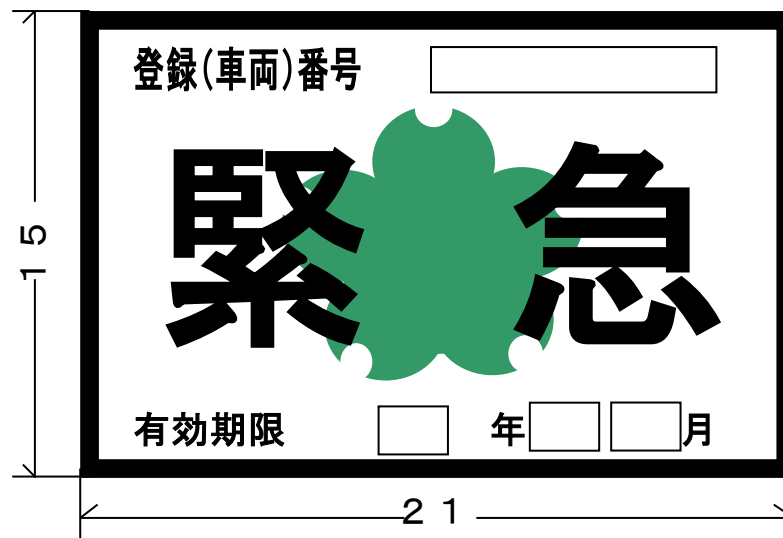
オ 事前届出に必要な書類

- (ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
 - a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。
 - b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。
 - d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機をした状況のものとする。
 - (イ) 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記4のとおり）
 - (ウ) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- カ 規制除外車両事前届出済証の交付等
- (ア) 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記 1



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記2

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		広島県知事 印
		広島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A5とする

別記3

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。
	氏名	
出 発 地	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 ① 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 ② 緊急通行車両等が廃車となったとき。 ③ その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記4

別記様式6(第3の4関係)

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、事交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。
	氏名	
出 発 地	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 ㉑ 規制除外車両に該当しなくなったとき。 ㉒ 規制除外車両が廃車となったとき。 ㉓ その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

広島県内 主要道路地図

緊急交通路	高速自動車国道(山陽自動車道・中国横断自動車道(広島浜田線・尾道松江線)・中国縦貫自動車道)
指定予定路線	自動車専用道路(西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島呉自動車道・広島高速1~4号線)
	その他国道・県道等の主要幹線道路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
 注2) 整備中の路線を含む。

3 海上交通安全の確保

尾道海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- (2) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (6) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (7) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道 路	道路管理者（中国地方整備局、県、市、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社等）
港 湾	港湾管理者（県、市）、中国地方整備局
鉄道・軌道	西日本旅客鉄道㈱（岡山支社、新幹線鉄道事業本部）

(2) 実施基準

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 陸上交通施設（道路及び鉄道軌道）

(ア) 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

(イ) 広域間の幹線交通の確保

(ウ) その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

イ 海上交通施設（港湾）

(ア) 接岸及び係留施設

(イ) 外かく施設

(ウ) 水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

(3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

5 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

(2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

6 応急輸送対策

(1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。

(2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あっせんの要請をする。知事は次に掲げる機関の協力を得て所要輸送力を確保しあっせんする。

輸送区分	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関
鉄道・軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道(株)広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、その他関係機関
船舶輸送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方隊、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、航空自衛隊西部航空方面隊、広島空港事務所、広島国際空港株式会社、県警察本部

第3項 貯木対策計画

1 方針

この計画は、災害時における貯木による災害が他に類を及ぼすことを防ぐことを目的とする。

2 貯木対策

(1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 実施責任者の実施事項

(ア) 収容能力の把握

木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。

(イ) 施設の整備

木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。

(ウ) 流出防止

木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。

(エ) 移転

風水害等により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。

(オ) 収容及び通報

木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じ、収容できない木材については、海上保安部長等の関係機関に通報すること。

イ 市長等の指示

市長、警察署長及び海上保安部長（ただし、特定港湾内の流木については港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所等の開設

(1) 避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

市は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段の確保に努め、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (7)市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から関係機関が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、施設消毒等の感染症対策の観点を取り入れた必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8)市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (9)市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10)やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11)「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。
- (12)県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

5 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

また、被災者の広報避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 方針

災害の発生又は発生するおそれのある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断に基づいて行動できるようにすることが必要である。

本市にかかる災害については、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関がすべての市民に対して迅速かつ的確に広報を行い、市民生活の安定と速やかな復旧を図る。

2 広報活動

(1) 現行体制における対応

ア 広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、次の通りである。

(ア) 緊急に伝達する必要があるもの

- a 避難の指示
- b 火災防止指示

(イ) 一斉に伝達する必要がある事項

- a 地震等の発生直後の情報及び二次災害防止のための注意事項
- b 安否情報
- c 災害対策本部・救護所の設置等、応急対策活動の実施状況

(ウ) 時期、又は地域を限定して伝達する事項

- a 復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項

(2) 実施方法については、市ホームページ、尾道市公式LINE、尾道防災アプリ、尾道市役所災害情報発信ツイッター、デジタル防災無線、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、市登録制メール、緊急速報メール、広報車などにより、状況を住民に周知徹底し、協力を依頼する。

(3) その他各機関には、電話、無線、自動車等で情報連絡を保つ。

(4) 報道機関により情報提供依頼があった場合、これに協力する。

3 広報体制

災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障をきたすことも想定される。そのため、双方向の会話を必要としない情報伝達は、極力ファクシミリを使い、通信対象に送信する。

(1) 無線の必要性

災害時には、消防局を始め県関係機関等との迅速かつ確実な情報のやり取りがあり、それに基づき適切な防災活動行っていくこととなる。そのため、多様な状況に対処できる防災行政無線の導入を進める。

(2) インターネット等のパソコン通信の電子メール、掲示板の積極的利用

(3) 無線ファクシミリの利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録）

県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と市民への伝達事項の依頼。

(4) 情報の集中による一元化

正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部の総括班に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。

4 被災者相談活動

精神的に不安定な状態にある住民に対して、その不安を解消するための様々なケアサービスの提供が必要になるとみられる。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情等に関する公聴活動を関係防災機関とともに展開し、被害の実情に応じたきめ細やかな災害応急対策を実施していく。

- (1) 市災害対策本部に被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- (2) 被災地及び指定避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各班に連絡して早期解決に努力する。
- (3) 指定避難所等に相談所が設置されないときは、各指定避難所の責任者が相談等に応じる。
- (4) 相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。

5 安否情報の提供等

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は市長と協力して、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ

把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。
この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 市は、自らの資力で応急修理できない被災者に対しては、日常生活を営む上で不可欠な箇所の修理について、市条例に基づく災害援護資金の貸付等を行う。

(2) 災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

ア 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、

自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

市は、災害により当面、居住する住宅をそう失した被災世帯に対し、空いている市営住宅への緊急入居ができるよう必要な措置を講じておく。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

9 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（1）事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

（イ）宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）宅地判定実施方法の決定等の基準

（エ）初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項
- イ 市は宅地判定実施のための支援を知事に要請する。
- ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。
- エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- (2) 宅地判定実施の事前準備
 - ア 市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。
 - イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。
- (3) 宅地判定の実施
 - ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
 - イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
 - ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。
 - エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。
 - オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。
- (4) 県との連絡調整
 - ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。
 - イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。
- (5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等
 - 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

市及び県は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

(3) 知事は、市長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 実施方法

(1) 市

ア 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

オ 食料確保の基準は以下のとおりである。

配 給 対 象	配給限度数量
1. 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 200g
2. 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う場合	1食当たり精米換算 400g
3. 災害地における救助作業が急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事している者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 300g
4. 特殊災害（爆発、転覆等）の発生に伴い被災者に対して給食の必要がある場合	1食当たり精米換算 200g

(2) 県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して町が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に受入れされた者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、県と中国四国農政局との締結における「災害救助法が発動された場合における災害救助米穀の緊急引渡しに関する協定」に基づいて実施するので、市長は必要な申請等を知事に行う。また、災害地が孤立し、あるいはやむを得ない事情により知事又は関係機関に申請書提出が困難であるときは、申請内容を電話等により県に報告し、食料の供給を受け、事後速やかに所定の申請を行う。

第2項 給水計画

1 方針

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、市、県、水道事業者及び水道用水供給事業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 実施責任者

災害等により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により、現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示したときは市町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、水道事業者等という）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施していく。

3 実施内容

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。なお、感染症等の発生を予防するため、給水に際しては必ず消毒の強化を実施、かつ残留塩素の確認を十分に行う。
- (2) (1)により給水できない場合は、上水道水源から給水タンク車及び給水容器で現地に輸送する。
- (3) 給水については、給水場所、給水時間等を住民に事前に周知徹底を図る。
- (4) 災害の規模に応じ、1戸当たりの給水量を把握する中で、住民に公平な給水に努めること。

4 飲料水等供給方法

(1) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため次の措置を講じる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や救急告

示病院、透析医療機関など、優先的に給水を実施する。

- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- キ 市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。
- ク 大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努める。
- ケ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- コ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- サ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(2) 県

市及び水道事業者等の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

- ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
- イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。
なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
- ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

市長は、知事が災害救助法を適用し、生活必需品等を被災者に給与又は貸与する場合はその補助を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 調達方法

知事は、3の実施基準と災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で購入計画をたて、取扱い業者の協力を得て調達する。

県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

イ 配分

知事は市長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

市長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、市は県に対し物資の供給について要請する。

県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、市単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 市単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第10節 防疫、保健衛生、遺体の対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫に必要な事項について定める。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症 新感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	指定感染症
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

(2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 県の防疫活動

(ア) 検病検査の実施

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県は検病調査を行う。

(イ) 感染症対策班の設置

病原調査は、医師1名、看護婦1名及びその他の職員2名で編成する。感染症対策班で行う。

1日当たりの検査能力：平均60戸、約300名

(ウ) 健康診断の実施

検病検査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

(エ) 健康診断は、検査技師1名及びその他の職員2名で編成する細菌検査班で行う。

1日当たりの検査能力：平均200名

イ 市の防疫活動

(ア) 防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

3 災害防疫対策連絡会議及び災害防疫対策本部

(1) 組織

平常時から保健所、県、その他関係機関と協議及び情報の連絡を保ち、万全を期するために災害防疫対策連絡会議、災害防疫対策本部を設ける。災害防疫対策連絡会議の構成は次のとおりとする。

会 長	市長
副会長	副市長、教育長
委 員	総務部長、市民生活部長、福祉保健部長

(2) 災害防疫対策本部の設置

被害状況から勘案して必要と考えられる場合は、速やかに災害防疫対策本部の設置及び防疫対策の企画実施また指導に当たること。

(3) 広島県東部保健所長への通知

災害防疫対策本部の設置並びに業務の実施に当たっては、事前に広島県東部保健所長に通知し、その指示を受けなければならない。

(4) 災害対策本部と災害防疫対策本部との関係

ア 災害対策本部が設置されたときは、即時災害対策本部組織の中に移行するものとし、市災害対策本部の衛生班が担当し、防疫活動を実施していく。

イ 災害対策本部が設置されないとき、又は廃止された場合、必要があるときは災害防疫対策本部を開設し、防疫業務を推進する。

4 報告、記録

(1) 市は、災害防疫が終了した場合は、広島県東部保健所長、県に終了した日から20日以内に報告する。

(2) 記録は次のとおり区分して行う。

- ア 災害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 防疫経費所要額調べ及び関係書類
- エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- オ 鼠、ハエ、蚊等の駆除に関する書類
- カ 家庭用水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

(2) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市は次の措置を行う。

(1) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 県

市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、市を積極的に支援する。

(3) 市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ア) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短

時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は、市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。

また、状況等に応じて、災害時の相互応援協定に基づき、近隣県に対して応援要請する。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明かつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄道施設

鉄道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、害状況を速やかに調査し重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定める。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって県危機管理監に伝達する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(カ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

- ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。
- イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。
- ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。
- エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。
- オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の災害応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

(2) 施設の点検

災害発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

- ア 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、施設ごとに速やかに行う。
- イ 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況の把握に努める。
なお、以下の管路については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要配水管路
 - (イ) 給水拠点における管路
 - (ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

- ア 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止、又は減量を行う。
- イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。
- ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 災害時の広報

災害発生時には、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

5 下水道施設の応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に、迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

(2) 応急措置

- ア ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による配水不能の事態が起こらないよう対処する。
- イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。
- ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。
- エ 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- オ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- カ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、管理者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時等に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置や、応急措置の支障となる空家等の除却その他必要な措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱

いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

(1) 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

(2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進

(3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）

1 方針

市、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受け付け、調整等その受け入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティアの受け入れ体制

市社会福祉協議会と市及び関係団体が連携し、ボランティア活動を円滑に推進するためのマニュアルを策定するなど、平常時からボランティアの受け付け・調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

災害時において、県は、災害対策本部設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関、団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・

調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関、団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

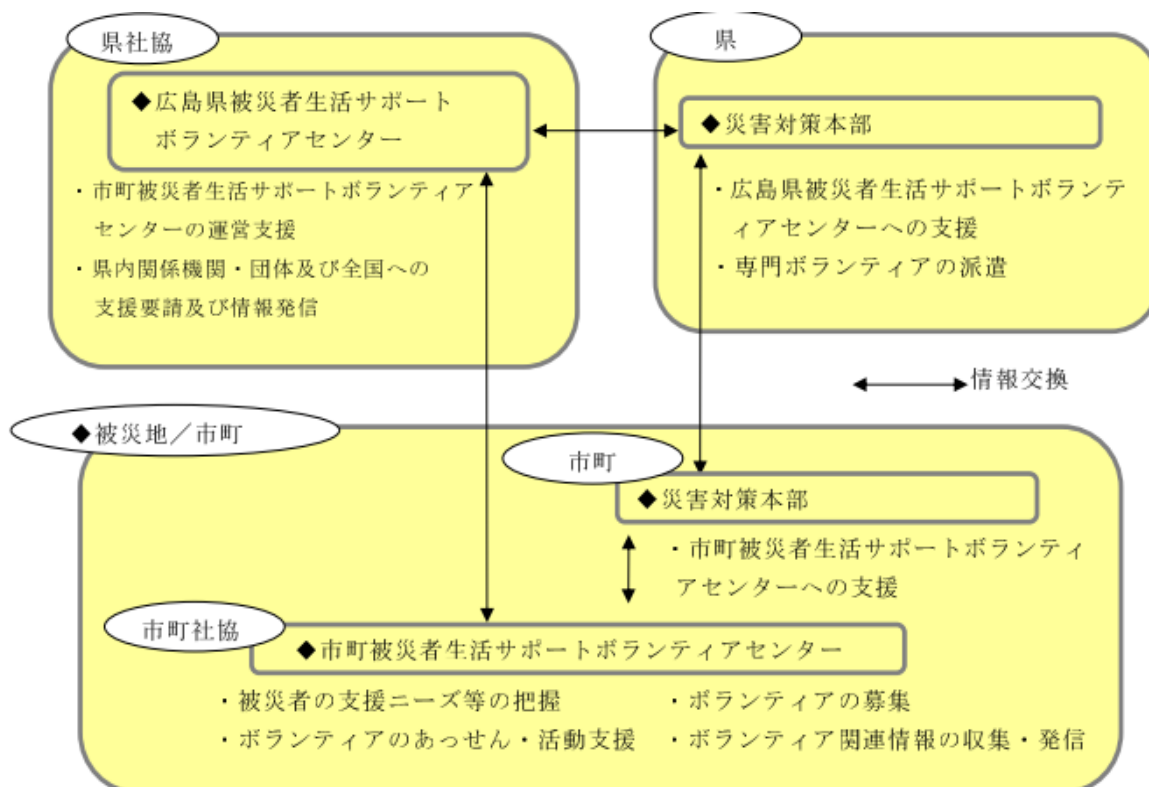
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被害者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。



(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福

社協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンターで受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受け入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

市は、市被災者生活サポートボランティアセンターへ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどに配慮するよう努める。

7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により、市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部または全部が喪失した場合、広島県被災者サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

1 方針

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市及び県は災害発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 市立学校
市教育委員会
- イ 市立高等学校
市立高等学校長
- ウ 県立学校
県立学校長
- エ 私立学校
私立学校長

(2) 休業等の実施

学校の管理者は、市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
 - (ア) 市立学校（幼稚園を除く。）
市教育委員会
 - (イ) 県立学校
県立学校長
 - (ウ) 私立中・高等学校
学校長
- イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協

議のうえ、実施場所を選定する。

- (イ) 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
 (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
 (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
 (エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。
 また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
 (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
 (カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会、私立中・高等学校並びに県立学校及び市立高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事の実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
 b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
 c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

- (ウ) 支給限度額
- | | |
|-------------|----------------------|
| a 教科書及び教材 | 給与に要した実費 |
| b 文房具及び通学用品 | 災害救助法施行細則に定めるところによる。 |
- (エ) 支給申請の期限
- | | |
|-------------|-------|
| a 教科書及び教材 | 1か月以内 |
| b 文房具及び通学用品 | 15日以内 |
- ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。
- (3) 教職員の確保
- 被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。
- この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。
- (4) 給食
- ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。
- イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
- ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。
- (5) 通学道路等の確保
- 災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。
- ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
- イ 災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。
- エ 道路等の交通確保等については第3章の1第7節において記述する。
- (6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力
- 高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。
- 大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。
- (7) 授業料等の減免
- 県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立中・高等学校の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成する。

(8) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(9) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市に被災状況を報告する。

(2) 市長は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市長に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 本市において、100世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。

(イ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において50世帯以上の世帯が滅失した場合。

(ウ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事業がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第15節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

船舶災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア 第六管区海上保安本部

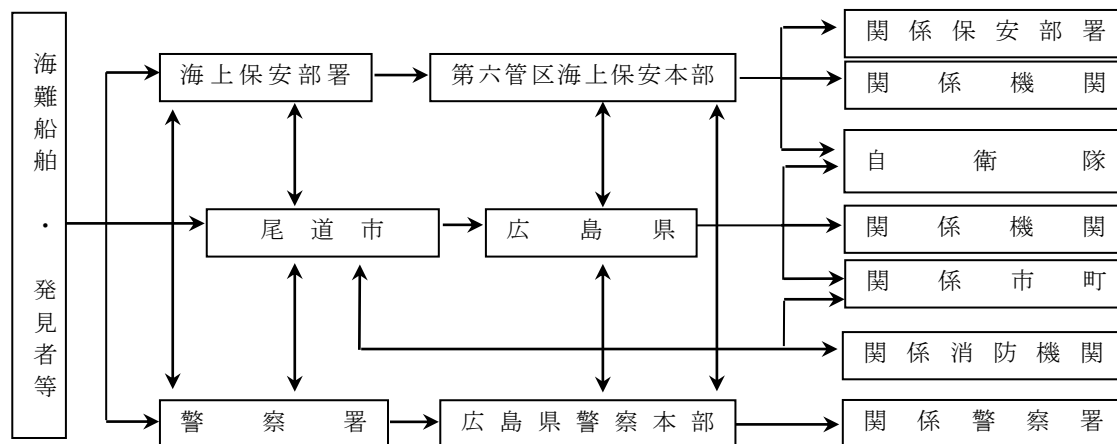
船舶災害が発生し、又はそのおそれがある場合、第六管区海上保安本部は、市、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を市、防災関係機関に連絡する。

ウ 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 海難船舶、船舶所有者等

- (ア) 事故発生及び被害状況の連絡
- (イ) 避難誘導等の応急対策活動
- (ウ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報

- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 捜索活動
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 消火活動
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (キ) 海上交通安全の確保
- (ク) 合同調整所での調整
- (ケ) その他の災害応急活動

ウ 県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 医療救護活動
- (カ) 合同調整所での調整
- (キ) その他の災害応急対策

エ 市

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 医療救護活動
- (オ) 一時避難所の設置及び運営
- (カ) 合同調整所等での調整
- (キ) その他の災害応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 海岸沿いにおける捜索活動
- (ウ) 救出救助活動
- (エ) 交通規制
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

カ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 捜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 消火活動
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

キ 医療機関（日本赤十字社尾道市地区、広島県医師会、災害拠点病院等）

- (ア) 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- (イ) その他の災害応急活動

ク 自衛隊

- (ア) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- (イ) 合同調整所での調整
- (ウ) その他の災害応急活動

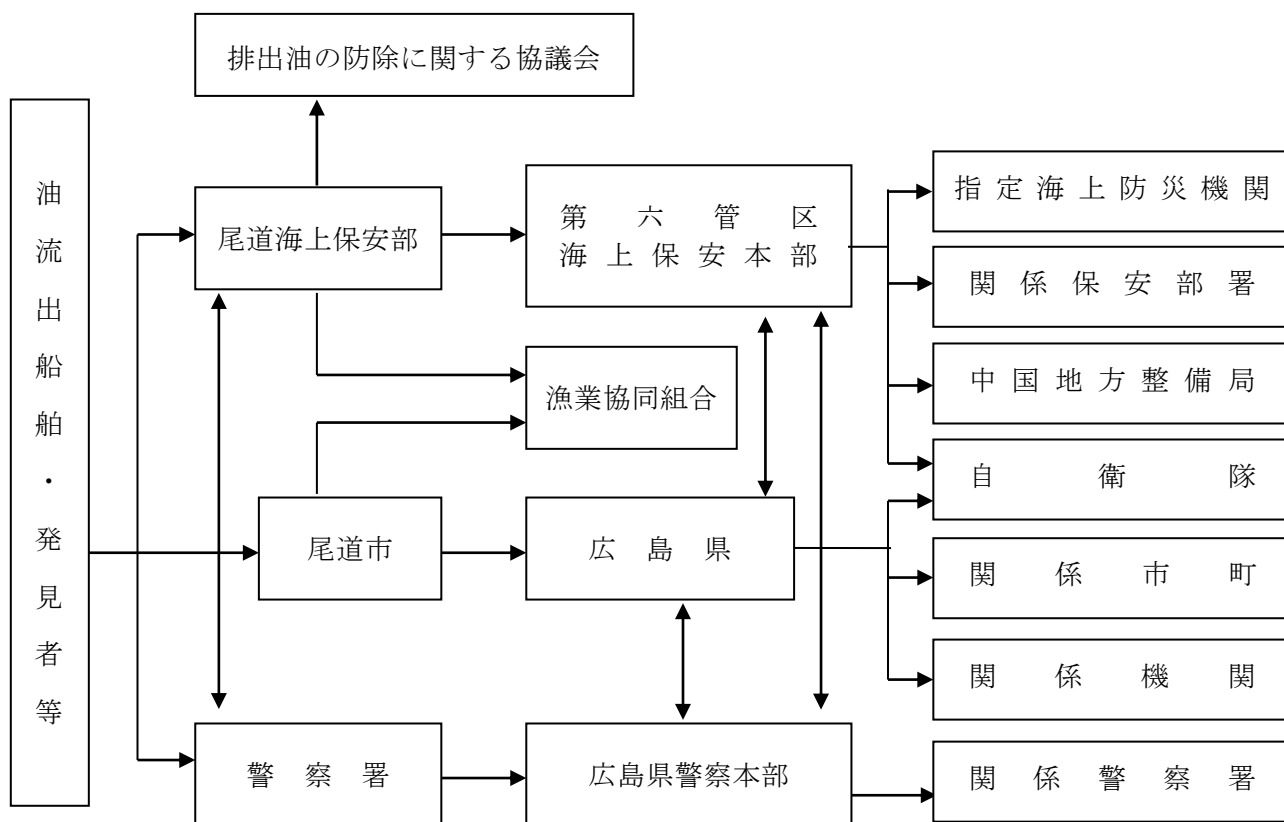
2 大量流出油等災害

(1) 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 油流出船舶及び施設の管理者等

- (ア) 油等の排出の通報
- (イ) 防除措置の実施

イ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供
- (ウ) 防除措置義務者への指導等
- (エ) 活動体制の確立
- (オ) 流出油等の防除作業
 - a 拡散防止措置
 - b 回収措置

c 化学的処理

- (カ) 防災関係機関への協力要請
- (キ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
- (ク) 指定海上防災機関への指示
- (ケ) その他の応急対策

ウ 県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 漂着油の除去作業等
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

エ 市

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 漂着油の除去作業等
- (エ) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 避難誘導・広報
- (ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- (エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

カ 中国地方整備局

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 流出油等の防除作業
- (ウ) その他の応急対策

第16節 突発的災害における応急対策計画

1 方針

列車の転覆、船舶の沈没、ガス爆発、火薬爆発等の突発的な事故は、多くの死傷者が発生するおそれがあり、こうした場合には、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置を行う。

2 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

3 対策事項

- (1) 救助活動の促進
- (2) 情報の収集及び災害状況の把握
- (3) 避難の指示
- (4) 県への報告
- (5) 自衛隊への災害派遣要請
- (6) 日本赤十字社広島県支部尾道市地区、一般社団法人尾道市医師会等への緊急医療活動の要請
- (7) 防災関係機関への応急措置の要請
- (8) 二次災害の防止措置の実施
- (9) 他市町への応援要請

